

お客さまからの現金・通帳等のお預かりについて

- 当組合職員が、訪問先でお客さまから現金、通帳・証書、払戻請求書等をお預かりする場合は、必ず当組合所定の「受取書」を発行いたしますのでお受け取りください。
- 「受取書」をお渡しした際は、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。
- 「受取書」の代わりに「名刺」や「メモ」等をお渡しすることはありません。
- 所定の手続きが完了するまで、「受取書」は大切にお持ちください。通帳・証書等の返却時に「受取書」は回収させていただきます。
- 「受取書」の発行を受けていないなどご不審・ご不明な点がございましたら、お取引店または当組合「法務部」までご連絡ください。

【連絡先】

佐賀東信用組合法務部 0952-30-2114

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・銀行休業日は除く)